



平成27年4月27日

各 位

会社名 石塚硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 石塚 久継
コード番号 5204 (東証・名証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長
畔柳 博史
電話番号 (0587-37-2111)

「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の改定を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 業務運営の基本方針

石塚硝子グループは、「誠実・努力・創造」を社是として掲げ、次の経営理念を業務運営の基本方針とする。

【経営理念】

- ① “信用第一”に心がけ、グループ企業内外の信頼を得る。
- ② “企業は人なり”の理念で、人材の育成に努める。
- ③ “最高の品質”を求め、絶えず新技術を開発する。
- ④ “革新と創造”に満ちた永続的発展を続け、社会に貢献する。

また、企業として社会的責任を果たし、社会からの信頼に応えていく企業であることを目指し、社員一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるように基本的な行動指針を定める。

2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は経営理念や石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、法令及び定款に適合するための体制整備に努める。
- ② コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、その他の社内規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録し、適正に保存及び管理する。

(3) 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の実効性を確保し、適切な対応を図るため、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理の基本方針並びにその推進体制、その他重要事項を決定する。これに基づき、リスクの未然防止などの事前対応とリスクが顕在化したときの事後対応を行う。
- ② リスク管理委員会の下にリスク管理推進委員会を設置し、当社グループのリスクを抽出し、低減策を実行する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 石塚硝子グループ中期経営計画及び年度経営計画を策定し、部門毎に方針を明確化し、一貫した管理を行う。
- ② カンパニー制及び執行役員制により、担当業務と職務権限を明確にし、職務の効率化を図る。

(5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、研修等を通じて、当社グループのすべての役員及び社員等に対しコンプライアンスの徹底を図る。
- ② 内部通報制度の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、内部監査部門による継続的監査を行う。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務が法令及び定款に適合することを確保するため、経営理念と行動指針を当社グループ共通のものとし、人的交流等を通じてその浸透を図る。
- ② 石塚硝子グループ管理規程に基づき、当社グループ相互の責任と権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- ③ 業務報告会を通じて、当社グループの情報の共有と経営の適正性の確保に努める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役の要請により合理的な範囲で監査役スタッフを置く。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する使用人の人事に係る事項については、事前に監査役会の同意を得る。
- ② 監査役スタッフは、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとし、取締役からの独立性を確保する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの役員及び社員等は、主な業務執行について、必要に応じ監査役に報告するほか、事業運営に重要な影響を与える事項については、都度報告をする。
- ② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び社員等からの内部通報の状況について、必要に応じて、監査役に報告をする。
- ③ 報告をした役員及び社員等に対し、当該報告したことを理由として不利益な取り

扱いを行うことを禁止し、周知徹底を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役監査の実効性を高めるために、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の現地監査等の監査活動に積極的に協力する。
- ② 内部監査部門は、監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告をする。
- ③ 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、石塚硝子グループコンプライアンス行動規範において市民生活の秩序や安全及び企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組む。また、平素より関係機関等からの情報収集に努め、所轄警察、顧問弁護士等と緊密に連携し適切に対処する体制を構築する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のための内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

以上